

居宅介護支援重要事項説明書

厚生省令第38号第4条1項の規定に基づき、当事業者の居宅介護支援の提供に関し説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業所の概要

法人名 医療法人社団盈進会
代表者 岡 慎一郎
事業所 つどいのおか介護支援センター
事業所所在地 静岡市葵区本通西町39番地
電話番号 054-269-5522
管理者氏名 鈴木秀実
指定年月日 平成27年 5月 1日
介護保険事業者番号 2274207741

サービス提供地域 静岡市葵区（梅が島・大河内・玉川・清沢・大川・井川地区を除く）、駿河区
営業日 月曜日から金曜日
(但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
営業時間 8:30～17:30

2 職員体制

管理者（主任介護支援専門員） 1名（常勤兼務）
介護支援専門員 常勤 1名以上（管理者兼務1名）

3 居宅介護支援の内容

(1) 居宅サービス計画の作成・管理

利用者及びその家族の同意を得て、適切な介護保険のサービスの利用ができるように、居宅サービス計画書を作成します。必要に応じて居宅サービス事業所等の選定理由の説明を行います。

当事業所の指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービスが基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業所等を紹介するように求めることができます。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与等の利用状況は、別紙2のとおりです。計画作成後は計画に基づき的確なサービスが提供されているかモニタリングを行い、状況に応じてサービスの変更を行います。

- (2) 要介護認定等介護保険に係わる申請の代行
- (3) 相談及び苦情等の対応
- (4) 指定居宅サービス事業者との連絡調整、その他の便宜の提供
- (5) 契約者等の同意の上での保健医療、主治医との連携
- (6) その他、居宅介護支援事業に関すること

4 居宅介護支援の利用にあたって

(1) サービス提供困難時の対応

当事業所よりのサービス提供が困難と認められた時は、利用者のサービス利用に支障が生じないように、他の居宅介護支援事業所を紹介いたします。

(2) 個人情報の取り扱いについて

当事業所の介護支援専門員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。サービス担当者会議等においての利用者及びその家族の個人情報は予め文書で同意を得た場合のみ提供されます。

(3) 事故発生時の対応

当事業所のサービス提供にあたり事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に報告するとともに必要な措置を講じます。事故が生じた時は、直ちに事故に至った経緯及び様態を調査し、事実の正確な把握に努め、事故の再発を防ぐ為の対策を検討し予防措置を早期に実施します。その後、できるだけ速やかに市町村や関係機関に事故発生 の報告をします。

当事業所の責めに帰すべき事由により利用者及びその家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

(4) 禁止行為

- ① 提供サービスが特定の居宅サービス事業者に偏ることや有利に扱う事
- ② 契約者またはその家族等からの物品の授受

(5) 医療連携

- ① 病院や診療所に入院する必要がある場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院機関にお伝えください。
- ② 医療系のサービスが必要な場合は、主治の医師よりご意見をいただき、居宅サービス計画を作成致します。なお、その際主治の医師へ居宅サービス計画の交付を致します。

5 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、利用料の自己負担はありません。

但し、介護保険料の滞納等により、介護報酬の代理受領ができなくなる場合があります。その場合は1ヶ月につき介護報酬の金額をいただき、サービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を市の窓口に提出しますと、後日払い戻しを受けられます。

(利用料については別紙にて説明)

(2) 交通費

- ① 通常のサービス提供の実施地域にお住まいの場合は無料です。
- ② 上記以外にお住まいの方は交通費の実費をいただきます。

(3) 解約料

当契約は、いつでも解約することができ、これに伴う解約料が発生することはありません。

(4) 注意事項

要介護認定等の結果が非該当(自立)になった場合は、それまでに提供された居宅サービスの利用料は、契約者が全額負担することになります。

要介護認定等の判定前に利用した居宅サービスの利用料が、認定された区分支給限度額を上回った場合の利用料は、契約者が全額負担することになります。

6 居宅介護支援に関する相談及び苦情

当事業者の居宅介護支援及び当事業所が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談・苦情を承ります。

(1) 当事業所の相談窓口 担当 鈴木秀実

電話 054-269-5522

(2) 市町村等の窓口でもご相談・苦情への対応を行っています。

静岡市役所 介護保険課 事業者指導第1係 054-221-1088

事業者指導第2係 054-221-1377

国民健康保険団体連合会 苦情窓口 054-253-5590

個人情報の利用目的

医療法人社団盈進会では、当法人が運営する事業所の利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を定めます。

利用者様への介護サービスの提供に必要な利用目的

1. 事業所内部での利用目的

- (1) 事業所が利用者等に提供する介護サービス
- (2) 介護保険事務
- (3) 介護サービスの利用に係る当事業所の管理業務のうち次のもの
 - イ 介護サービス提供の開始・終了等の管理
 - ロ 会計、経理
 - ハ 事故等の報告
 - ニ 当該利用者の介護・医療サービスの向上

2. 他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- (1) 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち次のもの
 - イ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ロ その他の業務委託
 - ハ 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
 - ニ 家族等への心身の状況説明
- (2) 介護保険事務のうち次のもの
 - イ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ロ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (3) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出

上記以外の利用目的

1. 事業所内部での利用に係る利用目的

- 事業所の管理運営業務のうち次のもの
- イ 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
 - ロ 事業所において行われる学生等の実習への協力
 - ニ 事業所において行われる事例研究

2. 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- 事業所の管理運営業務のうち次のもの
- イ 外部監査及び評価機関への情報提供
 - ロ 研究会等での事例研究

別紙 1

つどいのおか介護支援センター

1 基本利用料 利用者負担額は原則として無料です。 地域区分単価 10.42円/単位

区分	介護支援専門員1人あたりの利用者数	要介護1・2	要介護3～5
居宅介護支援費Ⅰ	45人未満の場合	1086単位	1411単位
居宅介護支援費Ⅱ	45人以上60人未満の場合	544単位	704単位
居宅介護支援費Ⅲ	60人以上の場合	326単位	422単位
介護予防支援費		472単位	

2 加算 要件を満たす場合に基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算種類	基本単位
初回加算	300単位/月
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 250単位/月
	(Ⅱ) 200単位/月
退院・退所加算	(Ⅰ)イ 450単位/回
	(Ⅰ)ロ 600単位/回
	(Ⅱ)イ 600単位/回
	(Ⅱ)ロ 750単位/回
	(Ⅲ) 900単位/回
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回 (1月2回まで)
通院時情報連携加算 (歯科含む)	50単位/回
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月
特定事業所加算	(Ⅱ) 421単位/月
特定事業所医療介護連携加算	125単位/月

3 減算 その他運営基準に則したサービスが提供されない場合には減算されます。